

古い住宅にお住まいですか？

昭和 56 年の建築基準法改正よりも前に建てられた木造住宅の耐震化のため、耐震診断の結果に応じて改修費などを補助します。※受付順に審査し、実施対象者を決定

対象住宅（１）＝昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した、在来軸組み工法で地上 2 階建て以下の、個人が所有する住宅（併用住宅は住宅部分の床面積が 2 分の 1 以上のもの）

対象者＝対象住宅に居住し、市税を滞納していない人

問い合わせ＝建築指導課建築指導係（☎内線 672）

まずは木造住宅耐震診断を

募集戸数＝予算の範囲内で 5 戸程度

費用＝診断技術者の交通費として 1,000 円。資料（建築確認通知書または案内図・平面図）がない場合は、図面作成料として、実費負担（9,000 円程度）。

申し込み＝6 月 6 日（月）午前 10 時から 9 月 30 日（金）午後 3 時までに、申請書類を直接建築指導課（市役所 4 階）へ。

耐震不足住宅に対する改修費などの補助

対象住宅（２）＝上記の対象住宅（１）を満たし、耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の住宅

募集戸数＝下記①～④の合計額で予算の範囲内

申し込み＝6 月 13 日（月）午前 10 時から 9 月 30 日（金）午後 3 時までに、申請書類を直接建築指導課（市役所 4 階）へ。

①木造住宅耐震補強工事補助

限度額＝100 万円。上部構造評点 1.0 以上になるための耐震補強工事と工事監理に要する費用の 2 分の 1 以内。

②簡易耐震改修工事補助

限度額＝50 万円。地上 2 階建ての住宅で、1 階の上部構造評点が 1.0 以上となるものや、屋根全体を軽い屋根にふき替えるものなどの工事と工事監理費用の 2 分の 1 以内。

③耐震補強工事（従前改修）補助

限度額＝②の簡易耐震改修工事から引き続き行う耐震補強に伴う工事と工事監理に要する費用の 2 分の 1 以内で、すでに交付された補助額と①の限度額の差額。※②の工事と重複する部分を除く

④耐震シェルター等設置工事補助

限度額＝25 万円。住宅内に耐震シェルターなどを設置する工事費用の 2 分の 1 以内。

①木造住宅耐震補強工事補助による 壁の補強例

画像提供：一般財団法人 日本建築防災協会



筋かいの新設



構造用合板による補強